

令和 7 年度（2025 年度）

第 2 回 熊本博物館協議会

日時：令和 8 年（2026 年）3 月 25 日（水）10：00～12：00

場所：熊本博物館 1 階 講堂

会次第

1. 開会
2. 教育委員会挨拶
3. 委嘱状交付・委員紹介
4. 議事 1 令和 8 年度事業計画について
5. 議事 2 新たな運営方針に対する諮問について
6. 閉会

熊本市 教育委員会事務局 教育総務部 熊本博物館

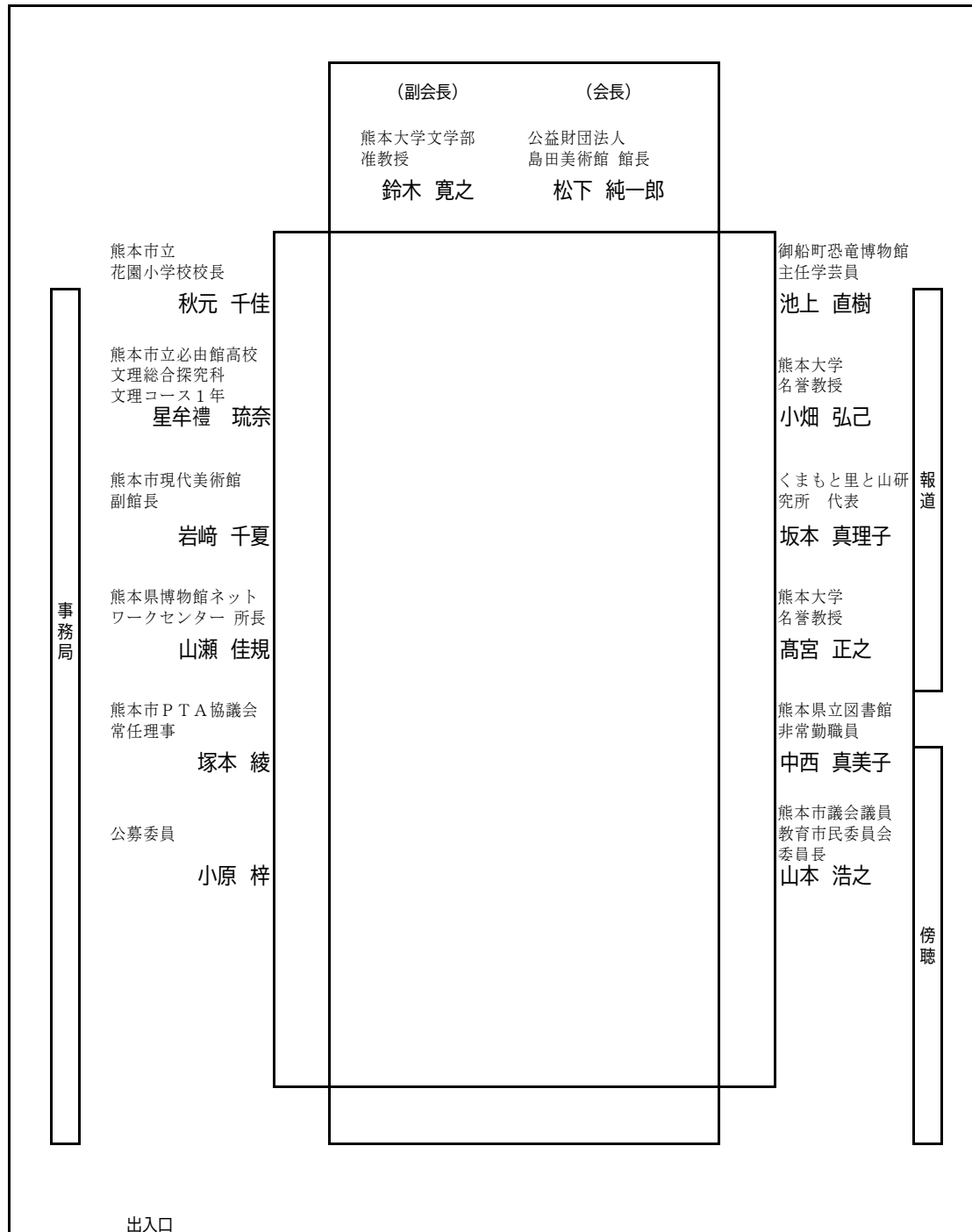
熊本博物館協議会委員名簿

任期：令和7年（2025年）12月25日～令和9年7月31日

〔五十音順、敬称略〕

	区分	氏 名	所属団体・役職等	〔参考〕 学識者の専門分野		備考
				人文	自然科学	
1	学識者	いけがみ なおき 池上 直樹	御船町恐竜博物館 主任学芸員		地質	再任
2		おばた ひろき 小畑 弘己	熊本大学 名誉教授	考古		新任
3		さかもと まりこ 坂本 真理子	くまもと里と山研究所 代表		動物	新任
4		すずき ひろゆき 鈴木 寛之	熊本大学文学部 准教授	民俗		再任
5		たかみや まさゆき 高宮 正之	熊本大学 名誉教授		植物	新任
6		なかにし まなこ 中西 真美子	熊本県立図書館 非常勤職員	美術工芸		新任
7	学校教育 社会教育	やまもと ひろゆき 山本 浩之	熊本市議会議員 教育市民委員会委員長			新任
8	学校教育	あきもと ちか 秋元 千佳	熊本市立花園小学校 校長			新任
9		きくかわ やすひろ 菊川 靖浩	熊本市立城西中学校 校長			再任
10		ほしむれ るな 星牟禮 琉奈	熊本市立必由館高校 文理総合探究科 文理コース1年			新任
11	社会教育	いわさき ちか 岩崎 千夏	熊本市現代美術館 副館長			新任
12		まつした じゅんいちろう 松下 純一郎	公益財団法人島田美術館 館長			再任
13		やませ よしのり 山瀬 佳規	熊本県博物館ネットワークセン ター 所長			新任
14	家庭教育	つかもと あや 塚本 綾	熊本市PTA協議会 常任理事			新任
15	一般公募	おはら あずさ 小原 梓	公募委員			新任

第2回 熊本博物館協議会座席表



〔参考〕関係法令等の規定（抜粋）

○博物館法(昭和26年12月1日 法律第285号)

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○熊本博物館条例（昭和28年11月7日 条例第61号）

第5条 **法第23条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。**

2 協議会の委員は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会の委員は、再任されることができる。

○熊本博物館協議会規則（昭和58年1月27日 教委規則第2号）

第1条 この規則は、熊本博物館条例（昭和28年11月7日条例第61号）に定めるもののほか、熊本博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 **協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。**

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 会長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「会長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

第5条 協議会の庶務は、熊本博物館において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○熊本博物館協議会傍聴要綱（平成27年6月11日教育長決裁）

第1条 この要綱は、熊本博物館協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

（1）凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。

（2）酒気を帯びていると認められる者。

（3）その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

第4条 熊本市博物館協議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1）会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

（2）会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。

（3）会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。

（4）飲食又は喫煙をしないこと。

（5）会長の指示に反する行為をしないこと。

（6）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

今回の任期中における協議事項

- ・これまでの博物館協議会は、前年度の事業報告や事業評価、翌年度の事業計画に対し意見を求め、各種施策に反映してきた。
- ・今回の審議会では、平成30年度（2018年度）に施設の老朽化に伴うリニューアル後8年目を迎える中、新たな法改正や市の上位施策、リニューアル後の課題等を踏まえ、今後の運営方針について諮問し、意見をいただく。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
策定 リ ニ ュ ー ア ル 運 営 方 針					博 物 館 法 改 正	第 8 次 振 興 基 本 計 画	熊 本 地 震 1 0 年		中 第 8 次 見 直 し 綜 合 計 画				8 次 総 結 了	博 物 館 8 0 周 年
						←公開承認施設期間→			← 公開承認施設期間 →					

2か年の主なスケジュールおよび審議事項（案）

令和7年度 (2025年度) ※	第1回	前年度事業に対する意見 当館の現状と課題説明
	第2回	翌年度の事業計画説明 新たな運営方針（案）に対する諮問

令和8年度 (2026年度) ※	第1回	前年度事業に対する意見 新たな運営方針（案）についての協議
	第2回	翌年度の事業計画説明 新たな運営方針に対する答申

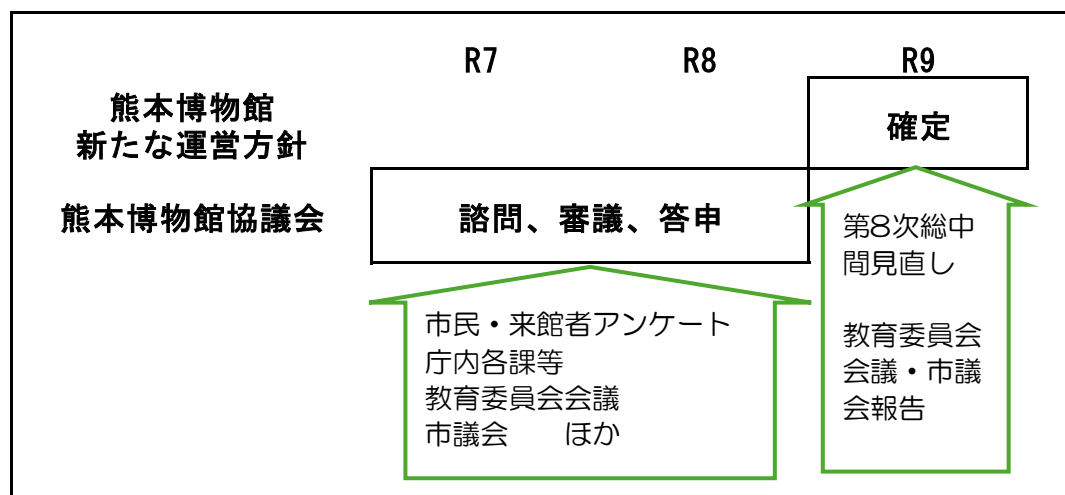
※必要に応じ、3回開催する場合がある。

令和9年度 (2027年度)	熊本市第8次総合計画中間見直し等、市の上位施策と整合性を図りながら、教育委員会会議、市議会に報告し、新たな運営方針を確定。
-------------------	---

※本協議会から答申を受けるにあたり、幅広い意見を反映するため、市民や来館者に対するアンケート調査、関係課協議、教育委員会会議及び市議会から意見を聴取し、その結果等を協議会に提示しながら進めることとする。

答申を受けた後、最終的には重要な教育施策の方針決定を担う教育委員会に諮ったのち、市議会に報告を行い確定する予定。

【イメージ】



議事 1. 令和 8 年度事業計画について

【留意点 1】

事業内容記載事項については、現時点における計画段階のものです。
年度途中で計画を変更する場合があります。

目 次

1. 令和8年度活動方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
2. 令和8年度主要施策	・ ・ ・ ・ ・ 9

1 令和8年度活動方針

(1) 基本方針

- 現運営方針の趣旨に従い、調査研究、保存、展示、教育普及、情報発信活動を着実に実施する。

プラネタリウム施設を要する熊本最大の総合博物館としての魅力を最大限に発揮し、市民をはじめとするあらゆる来館者のニーズや満足度を満たしながら、社会教育施設としての役割を果たす。

- 平成 30 年 11 月に策定・公表した「熊本博物館 リニューアルオープン後の運営方針」の見直しを本格化する。

これまでの運営上の課題を整理しながら、来館者・非来館者のニーズ調査を行い、博物館協議会をはじめ、教育委員会、市議会の意見を十分に聞き、新たな運営方針の策定を目指す。

- 正規、非正規職員並びに委託業者を含めた全ての職員が、来館者の入館料や税を財源として運営する公立博物館の職員として、高い倫理観と当事者意識を持って業務に当たる。

それぞれの専門領域の質を高めるために研鑽に努めつつ、館内はもとより部門を超えた連携を図りながら、サービス全体の質を高める。

(2) 調査・研究活動の方針

博物館における調査・研究活動は、資料の収集・保存・展示・教育普及活動の根幹を成すものである。当館の基本構想および理念を基に、次の点に留意しつつ、引き続き各分野において熊本の歴史と自然および科学技術についての研究を行う。

- その成果が市民に還元できるものであること。
- 当館の設立主旨に沿ったものであること。
- 将来、展示に活かされるものであること。
- 科学的・客観的なものであること。

自然系

分野	分野別活動方針	令和8年度の主な取組
地 質	熊本県内を中心に地質・化石の調査を行う。	・企画展（熊本地震10年展）の運営 ・大型化石による県内中生界の研究 ・収蔵資料の整理・調査 ・地質教材の開発と教育普及活動
動 物	熊本県内の動物分布に関する調査を行う。	・金峰山山系及び江津湖の動物相調査。
植 物	熊本県内の植物分布に関する調査を行う。	・金峰山、江津湖に分布する植物の調査。 ・企画展にかかる資料調査および標本作製。 ・収蔵資料の整理・登録
理 工	楽しく活動しながら自然科学の原理や技術について体感できるような体験型プログラムの開発を目指すとともに、理工分野関連の企画等について調査・研究する。	・こども学び教室に係る科学実験や科学工作の工夫・改善。 ・より質の高い学びを提供するための大学等との連携強化。

人文系

分野	分野別活動方針	令和8年度の主な取組
考 古	熊本博物館収蔵の考古資料および関係資料の調査・研究を進め、収蔵資料および調査・研究成果を広く公表し、市民をはじめとした博物館利用者が活用できるようにする。	・ 企画展の開催。 ・ 次年度以降の企画展開催準備に伴う調査・研究。 ・ 収蔵資料および寄贈資料受け入れに伴う整理、調査・研究、公表。 ・ 常設展示資料の状態確認・改善と展示替え検討。 ・ 収蔵考古関係文献（書籍）の整理・精査、収集。
民 俗	館収蔵資料の整理・調査および市内民俗行事、民俗資料の調査・研究を進め、その成果を広く公表し、かつ市民をはじめとした博物館利用者が活用できるようにする。	・ 企画展にかかる藤崎八幡宮の調査・研究・成果の公表。 ・ 特別展にかかる企画会社との調整、予算作成等。 ・ 市内祭り・年中行事の調査・研究（新聞資料集の編集と公表） ・ 近世細川藩、近代熊本の宗教政策の調査・研究。 ・ 館収蔵資料の整理・調査・公表。 ・ 寄贈資料受け入れに伴う諸調査。
歴史・ 美術工芸	熊本市内および熊本博物館収蔵資料等の調査・整理・保存を行い、歴史・美術史・工芸史の観点からの研究を進め、市民や来館者への情報提供と展示活用に努める。	【歴史】 ・ 目録「神風連資料館旧蔵資料」刊行準備。 ・ 企画展・特別展準備（含 次年度）。 ・ その他、寄贈資料受け入れに伴う諸調査など。
		【美術工芸】 ・ 企画展の開催。 ・ 県内美術工芸品の保護に係る調査研究活動。 ・ その他、収蔵品の関連資料調査。

保存科学

分野	分野別活動方針	令和8年度の主な取組
保存科学	館内環境を調査し、展示品や収蔵品にとって適切な状態を保つことを目的とする。また、資料の修復などについて担当学芸員と相談のうえ、適切な処置の方法を考える。	・ 館内温湿度や空気質等を測定するほか、展示室や収蔵庫内の環境と文化財害虫の有無を継続調査。 ・ 年間を通じて月ごとの動向や傾向を分析し、館内 IPM の改善を図る。

(3) 資料の収集・保存方針

- ・ 当館における資料収集は、採集・寄贈・交換・購入等の方法により、本市および当館の事業展開において必要不可欠で貴重なものの収集を基本とする。引き続き整理方針に基づき適正な収蔵スペースを確保していく。他課が管理する収蔵庫に保存する資料については、本館敷地内での一括管理体制の構築を目指す。
- ・ 対象は、採集日・採集場所・時代等の来歴のデータが明確で、当館の調査研究、展示において重要と判断されるものを基本として収集していくものとする。
- ・ 保存管理については、新規に収集した資料は処置室で保管し、燻蒸した後に各収蔵庫に収める。館内に収蔵された資料管理は薬剤だけに頼らず、日常的な環境管理を行うことで有害生物被害を低減させる総合的有害生物管理（IPM）の考え方を基本とし、収蔵庫室内での定期的な燻蒸は行わない。
- ・ 燻蒸によるカビの殺菌ができなくなることから、より一層館内のカビ発生を抑制しなければならない。そのため、新規収蔵品の保管及び借用資料の展示等においては、資料の状態確認の徹底と保管環境の維持も含め館内体制の整備を検討する。

(4) 令和8年度当初予算

(単位：千円)

	R8年度 A	R7年度 B	増減 A-B	備 考
①支出合計	318,199	313,546	4,653	
職員人件費	140,210	126,440	13,770	
事業費	177,989	187,106	▲ 9,117	
1 こども学び教室経費	1,500	1,670	▲ 170	
2 特別展等開催経費	26,600	29,800	▲ 3,200	有料展覧会2⇒1回
3 博物館展示管理経費	22,500	23,800	▲ 1,300	
4 博物館展示整備経費	400	660	▲ 260	
5 一般管理経費	91,117	85,969	5,148	会計年度任用職員人件費及び 燃料光熱水費の増 他
6 博物館情報システム関係経費	5,312	6,127	▲ 815	
7 城南町歴史民俗資料館管理経費	8,560	7,880	680	
8 博物館施設整備経費	22,000	31,200	▲ 9,200	塚原関連工事16,500 情報システム関連12,000→5,500
②収入合計	81,627	84,452	▲ 2,825	
国庫補助金	500	400	100	
1 こども学び教室経費分	500	400	100	
博物館使用料	40,975	54,102	▲ 13,127	
1 本館分	40,600	53,724	▲ 13,124	R7冬季分13,124は年度途中に その他の収入2に補正
2 塚原民俗資料館分	300	300	0	
3 売店敷地等使用料	75	78	▲ 3	
物品売払収入	8,651	7,808	843	
1 本館分	8,651	7,808	843	熊本城、城彩苑の3館共通入場 券収入
その他の収入	31,501	22,142	9,359	
1 ミュージアムショップ電気代	200	200	0	
2 特別展共催からの分配金	16,501	10,042	6,459	事業費2に充当
3 建設事業に充当する地方債	14,800	11,900	2,900	事業費8に充当
②-①差引税等の投入額	236,572	229,094	7,478	

〔参考〕博物館入場料 大人：400 円、高・大生：300 円、小・中学生：200 円

プラネタリウム観覧料 大人：200 円、高・大生：150 円、中学生以下：100 円

2. 令和8年度主要施策

1 特別展及び企画展等の開催

(1) 特別展 【有料展覧会】

事業名：（仮）南極展

期間等：7月中旬～9月上旬 2F特別展示室

主 催：報道機関との共催（実行委員会形式）

内 容：南極探検の歴史や厳しい環境に適応した動物の紹介、氷床内部の隕石や岩石など、地質関連資料などを展示。総合博物館として自然系と人文系を融合した展覧会。
また、報道機関が保有する映像を活用するなどし、さらに誘客効果を高める。

観覧料：大人1,500円、シニア1,300円、高・大生1,000円 小・中生700円

(2) 企画展 【入館料のみで観覧】

事業名：熊本地震10年展 ～今、語りかけるもの～

期間等：（前年度からの継続）3/24（火）～5/17（日）2F特別展示室

内 容：発災当時の様子をパネル展示や映像資料等で振り返ることにより、被害の発生個所やその程度、支援活動などを明らかにし、観覧者の防災意識の向上を図る。

事業名：城が語る豊臣氏の時代 ～戦国肥後の終焉～（仮）

期間等：10月上旬～12月中旬 2F特別展示室

内 容：加藤清正の「隈本・古城」を最新の研究成果を用いて紹介し、さらに同時代の「豊臣の城」にも注目し、熊本における「豊臣時代」を展望する。

事業名：雨とくまもと（仮）

期間等：R9.1月中旬～3月上旬 2F特別展示室

内 容：熊本の雨にまつわる歴史のほか、文化財レスキューの調査研究の成果などを通じ、命や生活を支える源である一方、災害をもたらす雨をテーマとした展覧会。

(3) 共催展

事業名：熊本市遺跡発掘速報展

期間等：R9.3月～ 塚原歴史民俗資料館で開催予定

内 容：市文化財課と共催し、近年発掘した遺跡の出土遺物や解説パネルの展示を行う。

(4) 計画立案のポイント

通常見ることの出来ない南極の動物や自然のほか、大河ドラマ「豊臣兄弟」と関わるもの、近年の豪雨災害を主題としたものなど、集客が見込めつつ研究成果を公表することの出来るテーマを設定。自然・人文分野を有する総合博物館としてバランスに配慮した構成とした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地震10年												
南極展												
城・豊臣												
雨と文化財												
共催展												

2 プラネタリウム

(1) 通年投影

- ①天文・宇宙に関する様々な話題を紹介する一般投映番組とともに、スタッフによる投映日の夜空等について解説を行う。
- ②幼稚園・保育園・こども園・小中学校の団体向けに、各学年の学習内容に応じた投映・解説を行う。
- ③幼児投映・家族向けのファミリーアワーを実施する。

(2) その他の投影

ア. 集団宿泊教室時の天文学習受入れ

本市の小学校5年生を対象とした集団宿泊が金峰山自然の家において実施される場合、その往路・復路において、希望校に当館プラネタリウムを活用した天文学習の機会を提供する。

イ. 特別投映

- ①字幕付きプラネタリウム（視覚障害者向け）
- ②はじめてのわくわくプラネタリウム
（赤ちゃん連れの方や、プラネタリウムを視聴したくとも遠慮している方々）
- ③熟睡プラ寝たリウム
（全国一斉「熟睡プラ寝たリウム」の開催に合わせ実施）

(3) 計画立案のポイント

来館者が興味をもち、なおかつ集客を見込めるような番組をプロポーザルによって選定するようにした。また、老若男女問わず、安心して楽しめるような特別投映を設定している。

3

教育普及活動（館内講座等）

（１）通年講座

①自然観察講座

熊本博物館における室内講座や現地観察会を通して身近な生きものに対する興味・関心を高める。（４月～３月までに全６回実施予定）

②植物学講座

室内解説や野外での観察会を通して生き物について学び、身近な自然に対する興味・関心を高める。（５月～３月までに全６回実施予定）

③古文書講座（実践編）

古文書の読解に関する室内学習。当館所蔵古文書をテキストとし、実践的な古文書読解力の向上につなげる。（５月～３月までに全６回実施予定）

（２）こども学び教室

【目 的】こども達へ体験的な学びを提供することで、継続的な生涯学習のきっかけとなるよう支援する。

【内 容】主に小中学生を対象にして、理工、生物、地質、考古、歴史、美術工芸、民俗、保存科学に関する内容を体験的に学ぶ機会を提供する。年間３６回の開催を予定している。複数の大学、民間団体等とも連携しながら、魅力的かつ充実した教室運営を図っていく。

（３）計画立案のポイント

- ・参加者が楽しく学べるように内容の工夫改善を図っていく。
- ・ニーズの把握に努める。

4 教育普及活動（博学連携事業）

（1）派遣授業

「派遣授業」学習プログラム集をもとに、学校の要請に応じて学芸班職員を派遣し、学習・指導支援を行う。（通年実施）

（2）館内学習

小中学校から博物館に児童生徒を迎え、館内資料や施設を活用して学習を行う。小中学校の教員と学芸員が協働で作成した「館内学習」学習プログラム集をもとに、館内学習の支援を行う。（通年実施）

（3）講師派遣事業

各分野の学芸員等の高度な専門性を生かし、様々な年齢層が参加できる講座や講演会、シンポジウム等を開催し生涯学習の場としての機能の充実を図る。館内だけの事業開催にとどまらず、公民館等の他の社会教育施設講座等にも協力し、連携して生涯学習支援に努める。（通年実施）

（4）教職員への研修

学校教育支援事業で活用する「館内学習」学習プログラム集をもとに、そのプログラム内で紹介している館内展示物・資料等の価値や魅力を各担当学芸員が教師向けに解説する。（夏休み期間中に実施）

（5）人材育成のための取組

学芸員を目指す者に対し、当館学芸員が館内において実習を実施する。
実習期間：令和8年（2026年）8月19日（水）～8月24日（月）の6日間

（6）計画立案のポイント

- ・学校との連携を深め、課題をクリアしながら事業を展開する。
- ・教育普及活動を広く知らせるよう工夫していく。

5 塚原歴史民俗資料館

(1) 企画展 【入館料のみで観覧】

事業名：世界の昆虫展in塚原

期間等：8/13（木）～8/16（日）【予定】 1F研修室

内 容：世界各地の昆虫標本やカブトムシ、クワガタムシ等の生体を展示するほか、熊本博物館が所蔵する世界の昆虫標本等の展示を行い、普段見ることのできない昆虫への理解を深める。

事業名：収蔵品展

期間等：9月～10月

内 容：塚原歴史民俗資料館に所蔵されている資料のうち、城南町時代に発掘された資料を中心に展示を行い、周辺遺跡についての理解を深める。

(2) 教育普及活動（館内講座等）

①考古学講座

【目 的】講義を通して、学ぶ楽しさや考古学への興味をもってもらい、身近にある文化財への関心をたかめ、地域の歴史を認識してもらう。

【内 容】考古学の成果をもとに、毎回違ったテーマで講義を行う。年10回開催。熊本県内の文化財関係者にも依頼し、最新の発掘調査成果等の話も織り込む。

【期 間】5月～令和9年2月

②古文書講座

【目 的】古文書の解読を通して時代背景を知り、歴史のおもしろさを探っていく。

【内 容】館外講師に依頼して実施。年間テーマに沿って、古文書の解読や時代背景について学ぶ。年10回開催。

【期 間】5月～令和9年2月

③各種体験教室（土器づくり・勾玉づくり・埴輪づくり・古代織り・編布あみ・藍染め 等）

【目 的】各種の体験を通して、考古や歴史、民俗の分野に興味を持ってもらうとともに、先人の素晴らしい技術を理解してもらう。

【内 容】当館に収蔵されている資料などを基に作成した体験道具を使ったモノづくりや昔遊び及び伝統的技術を体験する。

【期 間】令和8年5月～令和9年3月

(3) 施設整備事業

施設の長寿命化を目的とした熊本市公共施設等総合管理計画に基づき、塚原歴史民俗資料館において防災設備及び受変電設備の改修等を行う。

(4) 計画立案のポイント

例年実施し、観覧者・参加者が多い昆虫展や各種体験教室に加え、令和8年度は周辺遺跡にかかる収蔵品展を予定しており、より土地柄に即した施設として来館者に生涯学習の場を提供できるよう計画した。

熊博発第 000310 号
令和 8 年（2026 年）3 月 25 日

熊本博物館協議会 会長 様

熊本博物館長

熊本博物館の基本方針について（諮問）

H30 年（2018 年）のリニューアル時に策定した当館の運営方針を見直すにあたり、今後さらに魅力を高め、発展しながら存続し続けるため、その役割や運営の方向性等について貴協議会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

1 諮問事項

- ア. 基本理念の在り方について
- イ. 成果指標の設定について
- ウ. 法改正や運営上の課題などを踏まえた今後の取組の方向性について

2 諮問理由

現在の熊本博物館は、「熊本博物館リニューアルオープン後の運営方針」に基づき運営し 7 年が経過した。その間、コロナ禍による社会全体の変化や R5.4 月に施行された博物館法改正による今後の博物館運営の在り方が示されたことなど、博物館を取り巻く環境は大きく変化した。また、熊本においては、海外の半導体企業進出なども後押しとなり、近年、外国人観光客の増加が顕著である。さらには、運営を続けてきた中で、様々な課題が見えてきた。

こうした状況を踏まえ、プラネタリウム施設を配備する県内最大の総合博物館として、市民はもとより国内外の誰もが訪れたい魅力ある社会教育施設を目指すにあたり、今後発展しながら存続し続けるため、その役割や運営の方向性等について、貴協議会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

3 答申を希望する時期

令和 9 年 3 月頃